



2021/1
VOL.608



新年のご挨拶

2020年11月の保証承諾状況等について

「中小企業成長促進法」施行に伴う保証制度の創設及び改正等について

中小企業とともに歩む身近なパートナー



新潟県信用保証協会

謹賀新年



新潟県信用保証協会
会長 坂井 康一

年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆さまにおかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素から、当協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、世界規模に拡大した新型コロナウイルス感染症は、日本経済にも甚大な影響をもたらしています。

県内においても、3密回避のための、外出・会合の自粛や様々なイベント中止が相次ぎ、個人消費が大幅に減少したほか、入国制限やサプライチェーン分断などの影響もあり、飲食・宿泊・観光をはじめとした幅広い業種において、極めて厳しい経営環境に直面し、その影響は今なお続いております。

また、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境については、人口減少や東京一極集中などの構造的問題が依然として横たわっており、とりわけ就労人口の減少による人手不足や経営者の高齢化に伴う事業承継などの喫緊に解決すべき課題も山積しております。

このような状況のなかではありますが、当協会としては持続可能な地域社会の実現に向け、本年も信用保証を通じて「セーフティネット機能」や「スプリングボード機能」を着実に果たすべく、これまで以上にお客様に寄り添い、適時適切な金融支援・経営支援をご提供できるよう、役職員一丸となって尽力していく所存です。

引き続き、皆さまのご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

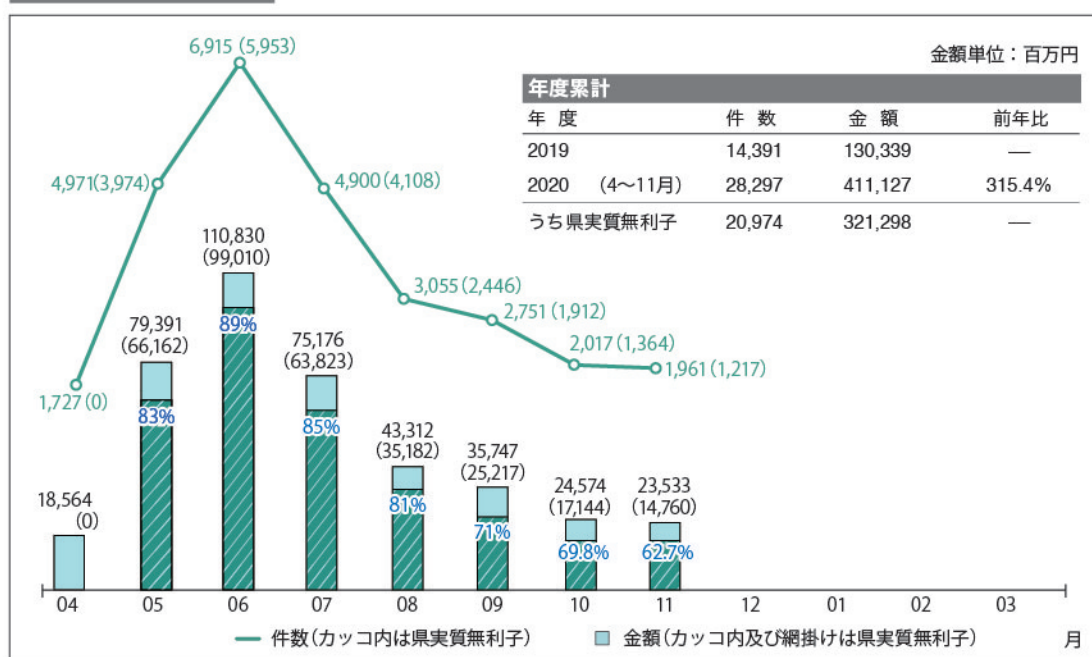
Share Topics

2020年11月の保証承諾状況等について

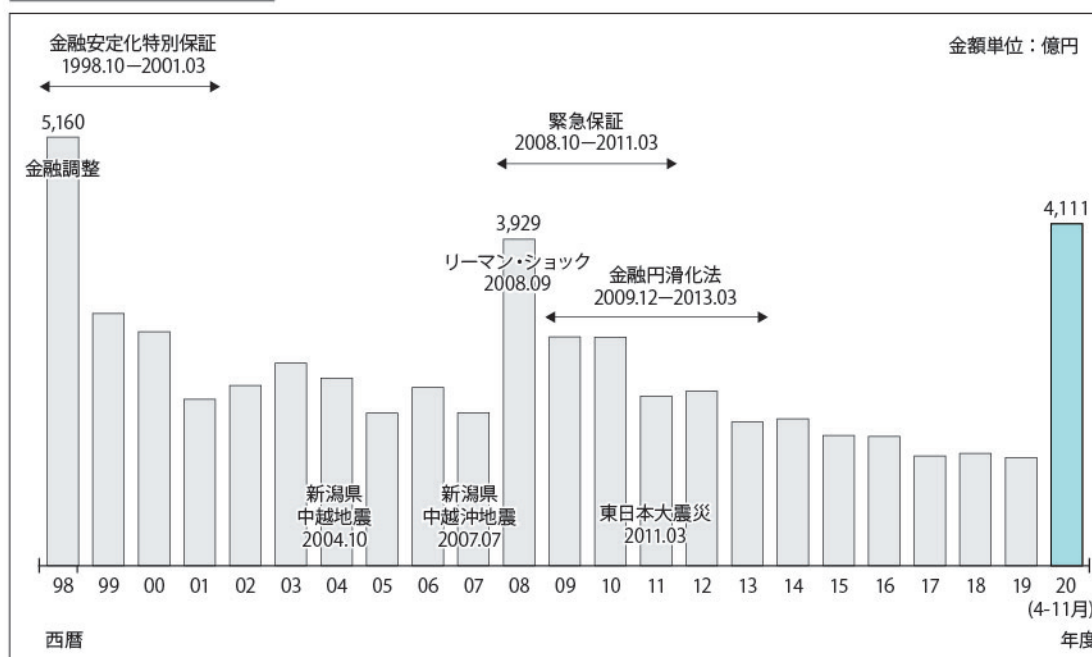
令和2年5月1日(金)から取扱い開始となった全国統一要件の新潟県制度融資(コロナ対応実質無利子融資)を中心に、保証承諾状況等についてお知らせします。

当協会では危機時におけるセーフティネット機能を発揮するため、金融機関をはじめ関係機関と連携しながら、適切、迅速かつ柔軟に対応しておりますので、先行きの資金繰りに不安を感じられる方は、お気軽にご相談ください。

月別承諾実績



年度別承諾実績



「中小企業成長促進法」施行に伴う保証制度の創設及び改正等について

「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(通称:中小企業成長促進法)」が、令和2年10月1日付けで施行されたことに伴い、保証制度の創設及び改正等を行いましたのでお知らせします。

【創設された保証制度】

◆事業承継予定の法人を対象とした、経営者保証不要の借換保証制度です。

経営承継借換関連保証

〔主な制度概要〕

ご利用いただける方	経済産業大臣の認定を受け、事業承継を予定している中小企業者で、次の①から⑥の全てを満たす法人 ①中小企業の代表者が当該中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められる。 ②資産超過である。 ③EBITDA有利子負債倍率(注1)が10倍以内である。 ④認定申請日より3年以内に事業承継を予定している。 ⑤法人と個人の分離がなされている。 ⑥返済緩和している借入金がない。 (注1) $(\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$
保証限度額	2億8,000万円(一般保証とは別枠です)
対象資金	認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、認定日から経営の承継の日までの間における借換資金(当該中小企業の代表者が保証債務を負う借入れに係る)。
保証割合	金融機関の選択した責任共有制度方式
信用保証料率	0.45%～1.90% ※経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合…0.20%～1.15%
保証期間	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内(据置期間1年以内)
貸付利率	金融機関所定利率
担保／保証人	必要に応じて徴求します／徴求しません
取扱金融機関	約定締結金融機関(既に、申込企業と与信取引している金融機関に限ります。)

【改正された保証制度】

◆事業承継の促進を図るため、一定の財務要件(注1)を満たしている場合は、既存の各保証の枠内に「保証人なし」の類型が追加されました。

- ・経営承継準備関連保証
- ・経営力向上関連保証
- ・地域経済牽引事業関連保証(注2)

(注1)「経営承継借換関連保証」と同様の財務要件です。

(注2) 中小企業者が事業承継等を伴う事業拡大により、事業計画の実施期間内に中小企業者要件を満たさなくなった場合、事業計画の実施期間内に限り中小企業者として同保証の利用が可能です。

◆主に条ズレ等による改正

- ・経営承継関連保証
- ・特定経営承継関連保証
- ・借換保証
- ・経営革新関連保証
- ・特定新技術事業活動関連保証
- ・経営力強化保証

【廃止された保証制度】

◆改正等に伴って、整理統合が図られました。

- ・特定研究開発等関連保証(注1)
- ・地域産業資源活用事業関連保証(注1)
- ・地域産業資源活用支援関連保証(注1)
- ・異分野連携新事業分野開拓関連保証

(注1)「中小企業成長促進法」施行の際、認定を受けている計画を持っている方からの保証申込については、廃止後であってもご利用が可能です。

様々な状況に応じた7つの事業承継支援メニュー

事業承継をサポート

～たくす想い、つながる未来～



自分の後は、誰が継ぐのか

中小企業主として、後継者不在による事業承継が深刻な問題になっていきます。

たしかに、事業は難しい……

必ず成功する保証もないし、金も時間もたくさんかかる……

取引先や金融機関への対応……

事業承継をうまくし結ぶとどのようになるのかはばいじのか……

何処までいっていいかわからない……

事業承継支援メニューも豊富に提供しています。個人・法人問わず、
会社や家族の状況、後継者の希望に合わせたサポートメニューをご用意し、事業承継をサポートいたします。
ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
新清泉信用保証協会

会社株や事業関係者の 口々に

後援者個人による 承認に

企業関係者・M&Aに 承認に

従業員等個人による 承認に

経営者保証不要の 信借保証制度

経営者承認信借保証

一般保証人として承認された個人が保証人となる。保証人は保証料を請求する権利を有する。保証料は保証料率×保証額で算出される。保証料率は保証人の信用力によって異なる。

保証人	保証人個人保証
保証額	2,000,000円
保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

特定経営者承認信借保証

特定保証人として承認された個人が保証人となる。保証人は保証料を請求する権利を有する。保証料は保証料率×保証額で算出される。保証料率は保証人の信用力によって異なる。

保証人	特定保証人個人保証
保証額	2,000,000円
保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

経営者承認信借保証

特定保証人として承認された個人が保証人となる。保証人は保証料を請求する権利を有する。保証料は保証料率×保証額で算出される。保証料率は保証人の信用力によって異なる。

保証人	特定保証人個人保証
保証額	2,000,000円
保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

特定経営者承認信借保証

特定保証人として承認された個人が保証人となる。保証人は保証料を請求する権利を有する。保証料は保証料率×保証額で算出される。保証料率は保証人の信用力によって異なる。

保証人	特定保証人個人保証
保証額	2,000,000円
保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

経営者承認信借保証

特定保証人として承認された個人が保証人となる。保証人は保証料を請求する権利を有する。保証料は保証料率×保証額で算出される。保証料率は保証人の信用力によって異なる。

保証人	特定保証人個人保証
保証額	2,000,000円
保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

保証料率	2%
保証料	40,000円

ラジオ番組に出演しました

当協会並びに信用保証への理解促進を図るため、令和2年11月5日及び12日、企画総務部経営企画課 田村課長代理が(株)エフエムラジオ新潟の「SOUND SPLASH」に出演しました。

当日は(株)給材の宮崎伸洋社長にご協力をいただき、パーソナリティの西條詩菜さんによる進行のもと、保証協会の取組内容だけでなく、利用者としての保証に関する考えや利用時の感想等を交えてご案内させていただきました。

引き続き、皆さまにわかりやすい情報提供となるよう努めてまいります。



コンプライアンス意識の向上に向けた取組について

当協会では、組織全体のコンプライアンス意識を高めるため、年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定し、その実践に努めています。

具体的な活動としては、各種研修や、統一テーマを設けて部署ごとに行う啓発活動などがあります。

今後とも、公的機関として地域社会から必要とされる組織であり続けることを目指し、こうした活動を継続してまいります。



第2四半期統一テーマ「不正行為の防止について」

「新潟県信用保証協会レポート2020」を発刊しました

当協会の現況を知っていただくために、情報提供の一環としてディスクロージャー誌「新潟県信用保証協会レポート2020」を発刊しました。

本誌により、当協会の経営ビジョンや経営計画等についてご理解を深めていただければ幸いです。

ホームページ <http://www.niigata-cgc.or.jp>

新潟 信用保証 検索



「広報に関するアンケート」について(お礼)

2020年10月号において実施した表記アンケートにつきまして、363件の回答を頂きました。お忙しい中、ご協力いただきました皆さま、誠にありがとうございました。

なお、ご案内いたしておりましたノベルティグッズセットにつきましては、11月10日付けで発送させていただきます。

いただいたご意見を参考としながら、より良い広報となるよう努めてまいります。

窓口のご案内

本店 〒951-8640 新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル7・8階)

企画総務部

経営企画課 TEL 025-210-5132 FAX 025-210-5160
E-mail:kikaku@niigata-cgc.or.jp
総務課 TEL 025-210-5131 FAX 025-210-5160
E-mail:somu@niigata-cgc.or.jp
経理課 TEL 025-210-5133 FAX 025-210-5160
E-mail:keiri@niigata-cgc.or.jp
情報システム課 TEL 025-210-5134 FAX 025-210-5161
E-mail:joho@niigata-cgc.or.jp

保証推進部

保証総括課 TEL 025-210-5141 FAX 025-210-5170
E-mail:hosho@niigata-cgc.or.jp
保証審査課 TEL 025-210-5142 FAX 025-210-5170
E-mail:hosho@niigata-cgc.or.jp
企業支援課 TEL 025-210-5143 FAX 025-210-5170
E-mail:hosho-g@niigata-cgc.or.jp

管理調整部

E-mail:kanri@niigata-cgc.or.jp
管理総括課 TEL 025-210-5144 FAX 025-210-5171
代位弁済課 TEL 025-210-5145 FAX 025-210-5171

検査指導室 TEL 025-210-5135 FAX 025-210-5160

長岡支店

E-mail:nagaoka@niigata-cgc.or.jp

〒940-0071 長岡市表町3丁目1番地8(リナシエビル2・3階)

保証第一課 TEL 0258-35-5714 FAX 0258-35-6341
保証第二課 TEL 0258-35-5714 FAX 0258-35-6341
管理課 TEL 0258-35-5715 FAX 0258-35-5776

担当区域

保証第一課
長岡市、見附市

保証第二課
柏崎市、小千谷市、
十日町市、魚沼市、
南魚沼市、出雲崎町、
湯沢町、津南町、刈羽村



上越支店

E-mail:joetsu@niigata-cgc.or.jp

〒943-0804 上越市新光町1丁目10番20号(上越商工会館内)

TEL 025-523-7225 FAX 025-522-2454

担当区域

上越市、糸魚川市、
妙高市



本店営業部 E-mail:eigyobu@niigata-cgc.or.jp

保証第一課 TEL 025-210-5151 FAX 025-210-5172
保証第二課 TEL 025-210-5152 FAX 025-210-5173
管理課 TEL 025-210-5153 FAX 025-210-5174

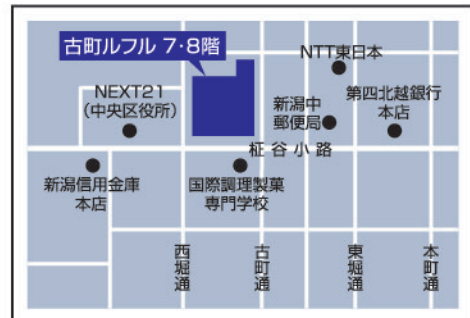
担当区域

保証第一課

新潟市(東区、中央区、南区、西区、西蒲区)

保証第二課

新潟市(北区、江南区、秋葉区)、新発田市、村上市、五泉市、
阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町、関川村、粟島浦村



県央支店

E-mail:keno@niigata-cgc.or.jp

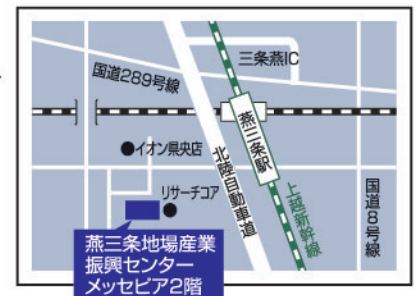
〒955-0092 三条市須頃1丁目17番地

(燕三条地場産業振興センターメッセピア2階)

保証課 TEL 0256-33-6661 FAX 0256-33-6622
管理課 TEL 0256-33-6662 FAX 0256-33-6802

担当区域

三条市、加茂市、燕市、
田上町、弥彦村



佐渡支店

E-mail:sado@niigata-cgc.or.jp

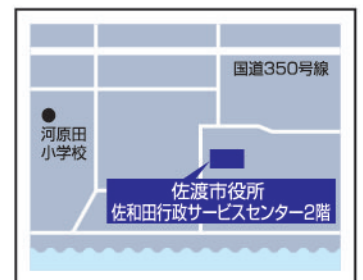
〒952-1314 佐渡市河原田本町394番地

(佐渡市役所 佐和田行政サービスセンター2階)

TEL 0259-57-2011 FAX 0259-57-3421

担当区域

佐渡市



信用保証をご利用する皆さまへ

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません

新潟県信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は

信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。

反社会的勢力とは

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- ・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ・暴力団等と密接な関係を有する者(いわゆる共生者、密接交際者)
- ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

信用保証の申込みにあたっては、申込人及び保証人の方から反社会的勢力に該当しないこと、又はそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことなどを表明、確約する旨の書類の提出をお願いいたします。



今月の写真 星峠の棚田

斜面に魚のうろこのように幾重にも連なる「棚田」。米どころ十日町市に数ある棚田の中でも、その美しさから特に有名なのが「星峠の棚田」。「にほんの里100選」にも選ばれました。田んぼに水がはられる季節の「水鏡」と呼ばれる風景とともに、日の出によって黄金色に輝く雲海をまとった棚田は、まるで映画のワンシーンのように、幻想的でドラマチックなまでの美しさに包まれます。

中小企業とともに歩む身近なパートナー

 **新潟県信用保証協会**

〒951-8640

新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル7・8 階)

TEL 025-210-5132 / FAX 025-210-5160

E-mail: kikaku@niigata-cgc.or.jp / URL <http://www.niigata-cgc.or.jp>

保証にいがた2021(令和3)年1月

発行/新潟県信用保証協会

編集/企画総務部 経営企画課

